

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【公開番号】特開2015-184762(P2015-184762A)

【公開日】平成27年10月22日(2015.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-065

【出願番号】特願2014-58453(P2014-58453)

【国際特許分類】

G 0 7 D 9/00 (2006.01)

G 0 6 F 3/048 (2013.01)

G 0 6 Q 20/18 (2012.01)

【F I】

G 0 7 D 9/00 4 2 1

G 0 7 D 9/00 4 2 6 Z

G 0 6 F 3/048 6 5 5 A

G 0 6 Q 20/18 1 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月14日(2016.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

操作者と取引を行う取引装置と、撮像手段と上記撮像手段により取得した画像を表示する表示部を備えた端末装置とを有する取引システムにおいて、

上記取引装置は、上記操作者の操作を受付けるとともに、取引に関する情報を表示する操作画面を提示するものであって、少なくとも上記操作画面上で操作を受付け可能なオブジェクトに、上記端末装置に表示するコンテンツを識別するためのタグデータが符号化された符号化画像を付することが可能な操作画面提示手段を備え、

上記端末装置は、

コンテンツのデータを保持するコンテンツ保持手段と、

上記撮像手段が撮像した画像を解析して前記符号化画像が検出された場合、当該符号化画像に対応するコンテンツのデータを上記コンテンツ保持手段が保持したデータから取得し、上記撮像手段が撮像した画像に取得したコンテンツの画像を重ね合わせた合成画像を上記表示部に表示させる画像処理手段を備える

ことを特徴とする取引システム。

【請求項2】

上記操作画面提示手段は、それぞれ異なる数字が割り当てられた複数の操作キーを配置し、1又は複数桁の数字入力を受付ける数字入力画面を提示し、

上記数字入力画面を構成するそれぞれの操作キーには、当該操作キーの数字を示すコンテンツのタグデータを符号化した符号化画像が付されている

ことを特徴とする請求項1に記載の取引システム。

【請求項3】

上記数字入力画面には、上記操作キーにより入力済の数字を示すコンテンツのタグデータを符号化した符号化画像が表示されていることを特徴とする請求項2に記載の取引システム。

## 【請求項 4】

上記操作画面提示手段が提示する操作画面に、提示中の操作画面に係る情報を拡大表示するコンテンツのタグデータを符号化した符号化画像が表示されていることを特徴とする請求項 1 に記載の取引システム。

## 【請求項 5】

上記端末装置にコンテンツのデータを提供するものであって、同じタグデータに対応する複数のコンテンツから、上記端末装置の種別に応じて選択したコンテンツを上記端末装置に提供するコンテンツ提供装置をさらに備えることを特徴とする請求項 1 に記載の取引システム。

## 【請求項 6】

上記取引装置に操作画面のデータを提供する操作画面データ提供手段と、上記操作画面提示手段により提示する操作画面に表示される符号化画像を外部装置の制御に応じて差し替える符号化画像変更受付手段とを備える操作画面提供装置をさらに備えることを特徴とする請求項 1 に記載の取引システム。

## 【請求項 7】

操作者の操作を受付けるとともに、取引に関する情報を表示する操作画面を提示するものであって、上記操作画面上で操作を受付け可能なオブジェクトに、上記操作者が所持する端末装置に表示するコンテンツを識別するためのタグデータが符号化された符号化画像を付することが可能な操作画面提示手段を有することを特徴とする取引装置。

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

しかしながら、特許文献 1 の記載技術では、実際の ATM 画面には何の表示もないため、操作者から見ると正しいキーが押されているかの判断ができないため、操作間違い（押下するキーの間違い）が発生しやすいという問題がある。ATM では暗証番号で一定回数誤操作をする取引が停止してしまったり、金額入力を誤操作してしまう等、操作間違いに伴う顧客の影響が大きい。

## 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

AR コンテンツダウンロードサーバ 40 が顧客の種別を判定する構成については限定されないが、例えば、AR アプリケーション 211 側で顧客の種別を設定可能とした構成としておき、AR コンテンツダウンロードサーバ 40 で、スマートフォン端末 20（AR アプリケーション 211）からのログインを受付ける際に、AR アプリケーション 211 から当該顧客の種別（晴眼者であるか聴覚障がい者であるか）を識別可能なデータを取得するようにしてもよい。これにより、AR コンテンツダウンロードサーバ 40 では、顧客の種別に応じて、AR コンテンツを取得する際の取得先（AR コンテンツデータ 65 - 1 又は AR コンテンツデータ 65 - 2）を選択することができる。

## 【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0098

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0098】

図17(a)は、ATM10の顧客操作画面12で表示される操作画面の例について示している。図17(a)の操作画面では、顧客に取引について手数料がかかることを示すメッセージと、顧客からの確認を受付けるための確認ボタンB501が配置されている。図17(a)に示す操作画面では顧客に確認ボタンB501を押下させることにより、次の操作画面に遷移することができる。また、図17(a)に示す操作画面では、聴覚障害者向けのガイダンスを表示するためのボタンB502(「音声を使わないご相談窓口」と表示されたボタン)も配置されている。また、図17(a)に示すATM10の操作画面には、ARマーカの画像を表示するためのフィールドF501が配置されている。図17では、フィールドF501には、7セグメントディスプレイの形式で「1」の画像が、ARマーカとして配置されている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0103

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0103】

すなわち、コールセンター端末70のオペレータは、フィールドF501内に表示するARマーカの画像を差し替えるための操作(WebAPサーバ60に対する操作制御)を行うことにより、フィールドF501に表示されるARマーカの画像の差し替えが可能となっている。したがって、コールセンター端末70のオペレータは、図17、図18の操作画面で表示されたメッセージの説明をしたい場合には、フィールドF501に「1」のARマーカを表示する指示を、WebAPサーバ60に送信するようにコールセンター端末70を操作する必要がある。また、コールセンター端末70のオペレータは、図17、図18の操作画面で表示された確認ボタンB501を押下する誘導を顧客に行う場合には、フィールドF501に「2」のARマーカを表示する指示をWebAPサーバ60に送信するようにコールセンター端末70を操作する必要がある。そして、コールセンター端末70からの指示を受けたWebAPサーバ60Bは、ARマーカ変更後の対象画面を一時的に作成し、変更対象となるATM10に対して、画面データのダウンロード依頼(リロード依頼)を送信する。そして、その指示を受けたATM10は、ARマーカ変更後の対象画面をダウンロードして表示を行う。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0107

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0107】

この際、WebATMシステム1Bでは、ATM10(顧客操作画面12)の表示内容をタイムリーに変更でき、「ARマーカ」自体を可変的に使用可能であることが有用となる。なぜならば、顧客の操作環境による下記のような要件を緩和することが可能なためである。第1の要件としては、スマートフォン端末20で表示内容の変更を行う場合、ダウンロードが必要となるため、顧客はスマートフォン端末20の通信が可能な場所(無線通信が確立した場所)にいる必要があることである。第2の要件としては、スマートフォン端末20側でARコンテンツをダウンロードして切替える場合、コールセンター側(コールセンター端末70側)で切り替え完了を受け取るためにはスマートフォン端末20側からコールセンター(コールセンター端末70)への通信処理が発生することである。WebATMシステム1Bでは、一般の端末(コールセンター端末70等)からセキュリティリスクの高い端末(ATM10等)への情報通信は避けるべきである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図9】

